

第2節 安心できる保育・子育ての促進

1 安心して預けられる環境整備の促進

(1) 多様な幼児教育・保育の受入枠の確保

めざす姿

- ◆ 必要とするすべての家庭が利用できる十分な幼児教育・保育の受け皿が確保され、多様化する保護者のニーズに応じた質の高い様々な保育サービスが提供されることにより、子供はたくましく健やかに育ち、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じています。

現 状

- 子ども・子育て支援新制度（以下この項目において「新制度」という。）においては、幼児教育・保育の量の拡充や質の向上を進めることとされ、認定こども園、幼稚園、保育所等がその役割を担うこととなります。

《認定こども園》

- 近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに柔軟かつ適切に対応するため、教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設である「認定こども園制度」が平成18年10月から開始され、これまでに40か所の認定こども園を認定しています。
- 保護者の働いている状況に関わりなく保育・教育を一緒に受けることができ、保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるなどの利点があり、市町の実情に応じて普及を図っています。



《幼稚園》

- 幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育を行うほか、地域の実態や保護者の要請により、預かり保育を実施している園もあります。
- 私立幼稚園においては、各園の建学の精神に沿った教育方針の下、幼児・保護者の期待に応える特色ある教育を実施しています。



《保育所》

- 保育所は、0歳から就学前までの保育が必要な乳幼児を受け入れる施設で、県と市町は連携して保育所の施設整備等を行い、保育ニーズの受入枠の確保に努めており、保育所の入所児童数は、平成22年度からの4年間で約5,000人増加し、平成26年3月で、63,550人となっています。
- しかし、働く女性の増加などにより、保育ニーズは、保育の受入枠を上回っています。
- 一方、中山間地域等では入所児童数が減少している地域があります。
- また、市町域を超えて他市町の乳幼児への保育サービスを提供する、広域入所が行われています。

《地域型保育》

- 新制度で地域型保育事業と位置付けられる小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育において、3歳未満児の保育が実施されます。
- 乳幼児数の減少により、大規模な保育所の維持・運営が困難な中、中山間地域等において、これら地域型保育が保育所に代わる保育の受け皿となります。

《多様な保育サービス》

- 病児病後児保育や特定保育、休日保育などにより、多様化する保護者のニーズに応じた保育サービスが提供されています。

《教育・保育情報の公表》

- 各市町は所管の保育所情報などをホームページなどに掲載し、保護者等への情報提供に努めています。

課 題

- 認定こども園については、就学前の子供の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」である新たな「幼保連携型認定こども園」が設置されたことに伴い、保育所、幼稚園等からの移行等への適切な対応が必要です。
- 私立幼稚園が新制度に移行するか、引き続き私学助成等を受けるかについては、園児の保護者等や地域の状況等を踏まえて設置者が選択することとなります。
- 保育ニーズは、保育の受入枠を上回っており、認定こども園、保育所、地域型保育等による更なる受入枠の確保が必要です。
- また、保育ニーズが減少する傾向にある中山間地域等では、地域型保育等による効率的な受入枠の確保も必要です。
- 働く女性の増加などにより多様化する保育ニーズに対応するため、病児病後児保育や特定保育、休日保育などの充実など、多様な保育サービスの提供が望まれます。
- 新制度においては、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設の利用を希望する保護者は、市町において利用認定を受ける必要があり、また、幼稚園の保育料も保育所と同様に世帯の所得に応じた負担となるなど大きく仕組みが変わるため、引き続き、保護者に対して制度の周知を図る必要があります。



- (1) 教育・保育の量の見込みに基づく教育・保育提供体制の確保
 - 市町と連携し、乳幼児期の教育・保育の量の見込みを正確に把握します。
 - 保育の量の見込みに応じ市町と連携して、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等により、教育・保育の受入枠を確保します。
 - 病児病後児保育、特定保育、休日保育といった様々なサービスにより、多様化する保護者のニーズに対応していきます。
 - 新制度に移行する私立幼稚園が円滑に移行できるよう適切に対応するとともに、新制度に移行しない私立幼稚園について、引き続き必要な支援を行います。
 - 新制度における、認定こども園、幼稚園、保育所の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定され、特に低所得世帯の負担軽減が図られます。
 - 市町と連携し、新制度について、ホームページ等を利用した周知を行います。

- (2) 県区域の設定及び市町を超えた広域的な見地から行う調整
 - 県区域として、市町を単位とした23区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。
 - 必要に応じて、市町を超えた教育・保育の需給調整を行います。

内容について、市町と調整中であり、暫定の数値を掲載しています。

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

区域	年度		平成 27 年度			平成 31 年度		
	区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号
			3歳以上 教育コース [※]	3歳以上 保育コース [※]	3歳未満 保育コース [※]	3歳以上 教育コース [※]	3歳以上 保育コース [※]	3歳未満 保育コース [※]
1 広島市	量の見込み		19,145	15,412	9,874	17,701	14,250	11,165
	確保 方策	特定教育・保育施設等	19,145	15,423	10,361	17,701	15,245	10,948
		特定地域型保育事業等	0	0	145	0	0	357
2 呉市	量の見込み		3,161	2,145	2,108	2,891	1,965	2,048
	確保 方策	特定教育・保育施設等	3,161	1,798	1,645	2,891	1,965	1,945
		特定地域型保育事業等	0	347	463	0	0	103
3 竹原市	量の見込み		189	292	191	179	275	181
	確保 方策	特定教育・保育施設等	189	292	191	179	275	181
		特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
4 三原市	量の見込み		1,225	1,078	766	1,180	1,040	705
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,830	1,028	677	2,835	1,173	757
		特定地域型保育事業等	0	0	15	0	0	123
5 尾道市	量の見込み		1,740	1,446	926	1,478	1,353	902
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,405	1,534	868	2,365	1,564	944
		特定地域型保育事業等	0	250	238	0	190	198
6 福山市	量の見込み		4,827	8,075	4,876	4,502	7,962	4,956
	確保 方策	特定教育・保育施設等	6,064	8,087	4,601	6,140	8,045	5,025
		特定地域型保育事業等	0	0	128	0	0	74
7 府中市	量の見込み		91	670	390	73	620	367
	確保 方策	特定教育・保育施設等	100	1,001	369	100	1,001	369
		特定地域型保育事業等	0	0	24	0	0	24
8 三次市	量の見込み		221	1,085	697	204	999	614
	確保 方策	特定教育・保育施設等	440	1,374	583	440	1,374	583
		特定地域型保育事業等	0	0	111	0	0	111
9 庄原市	量の見込み		63	697	430	60	693	395
	確保 方策	特定教育・保育施設等	60	975	396	64	971	406
		特定地域型保育事業等	0	0	34	0	0	34
10 大竹市	量の見込み		197	389	219	171	336	186
	確保 方策	特定教育・保育施設等	280	389	219	210	336	180
		特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
11 東広島市	量の見込み		2,395	3,287	1,811	2,100	2,885	1,740
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,544	3,149	1,532	2,674	3,524	1,800
		特定地域型保育事業等	0	0	19	0	0	57
12 廿日市	量の見込み		1,220	1,878	1,448	1,145	1,751	1,375
	確保 方策	特定教育・保育施設等	1,940	2,306	1,047	1,940	2,306	1,497
		特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	40
13 安芸高田市	量の見込み		142	450	289	121	383	249
	確保 方策	特定教育・保育施設等	170	514	290	192	484	295
		特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
14 江田島市	量の見込み		39	334	154	30	259	133
	確保 方策	特定教育・保育施設等	75	374	151	85	320	145
		特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0



区分		平成 27 年度			平成 31 年度				
区域		1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号		
15	府中町	量の見込み	826	610	502	838	660	474	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	826	610	502	838	660	474
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
16	海田町	量の見込み	411	364	293	350	310	263	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	610	359	296	580	311	294
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
17	熊野町	量の見込み	313	260	189	287	238	172	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	440	265	185	440	265	185
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
18	坂町	量の見込み	30	361	130	30	361	152	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	0	361	130	0	361	152
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
19	安芸太田 町	量の見込み	31	61	45	29	57	38	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	31	61	45	29	57	38
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
20	北広島町	量の見込み	5	364	222	5	347	212	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	5	373	232	5	373	232
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
21	大崎上島 町	量の見込み	48	36	33	39	29	29	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	48	36	33	39	29	29
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
22	世羅町	量の見込み	99	239	182	91	220	156	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	200	237	128	161	282	170
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
23	神石高原 町	量の見込み	33	120	139	24	118	120	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	33	121	120	24	118	100
			特定地域型保育事業等	0	0	20	0	0	20
合 計		量の見込み	36,451	39,653	25,914	33,528	37,111	26,632	
	確保 方策	特定教育・保育施設等	41,596	40,667	24,601	39,932	41,039	26,749	
		特定地域型保育事業等	0	597	1,197	0	190	1,147	
		差引（確保方策－量の見込み）	5,145	1,611	△116	6,404	4,118	1,264	

（新制度における施設型給付費等の支給を受ける子供の認定区分

- 1 号：満 3 歳以上の小学校就学前子供であって、次号以外のもの
- 2 号：満 3 歳以上の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 3 号：満 3 歳未満の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※当該表においては、2 号のうち教育を希望するものについては、1 号に含めている。

（3）教育・保育情報の公表

- 「子ども・子育て支援全国総合システム」により、県内の保育所や認定こども園等教育・保育サービス等の情報を一元化し、分かりやすい情報提供を行います。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状（H26）	目標（H31 末）
認定こども園の設置数	40 施設	116 施設



(2) 保育士・保育教諭の量的確保と資質の向上

めざす姿

- ◆ 認定こども園や幼稚園，保育所などに十分な人数の保育士・幼稚園教諭・保育教諭等（以下この項目において「保育士等」という。）が，やりがいを持って就業しており，多様化する保護者のニーズに応じた質の高い教育・保育サービスを提供し，保護者は安心して子供を預けています。
- ◆ 子供はたくましく健やかに育ち，保護者も保育士等を信頼し子育ての相談なども気軽に行っています。

現 状

- 「保育所保育指針」，「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等により入所児童に対する質の高い養護と教育の提供とともに，保護者支援や地域の子育て支援など，保育所，幼稚園，認定こども園に求められる役割が大きくなっており，保育士等が担う役割は深化しています。
- 子ども・子育て支援新制度において創設される「幼保連携型認定こども園」は，教育と保育を一体的に提供する施設であるため，その職員である保育教諭等については，幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有することが原則となります。

課 題

- 新制度において，職員の配置を改善するなど保育の質の改善が図られることになっており，その保育ニーズを支えるために，保育士等の量的確保と資質の向上が必要です。
- 保育士等として長く，やりがいを持って就業するためには，給与等の処遇の改善や就業環境の向上に資する取り組みが必要です。
- ※ 保育士等の資質の向上については，第5節③「教員・保育士等の資質の向上」に記載

取組の方向

- 保育士等養成施設と連携し，保育士等を育成します。
- 広島県保育士人材バンクにより，保育士資格を持ちながら保育所等で就業していない保育士等の就職・復職を支援します。
- 保育士合同就職説明会等を開催し，保育士や保育士を目指す学生に保育所等の情報や保育所等とのマッチングの場を提供します。
- 新制度においては，私立保育所等の職員の処遇改善等が行われます。
- 新制度に移行しない私立幼稚園については，引き続き経常経費への助成を行います。
- 幼稚園教諭の一種免許状の取得を促進します。



- 認定こども園等において保育士資格又は幼稚園教諭免許の一方のみの所持者について、他方の資格・免許を取得する経費を助成することにより、保育教諭の確保に努めます。
- 保育士・保育教諭の定着に向けた保育環境の向上に資する研修機会を確保します。
- ※ 保育士等の資質の向上については、第5節③「教員・保育士等の資質の向上」に記載

成果指標・目標

成果指標・目標	現状（H25 末）	目標（H31 末）
広島県保育士人材バンクのあっせんによる就業数	168 人（累計）	1,147 人（累計）



2 待機児童解消の強化

めざす姿

- ◆ 各市町が作成する子ども・子育て支援事業計画に基づき保育所整備等が進むとともに、広域調整が行われ、地域に必要な就学前の教育・保育サービスが確保され、待機児童が解消されています。

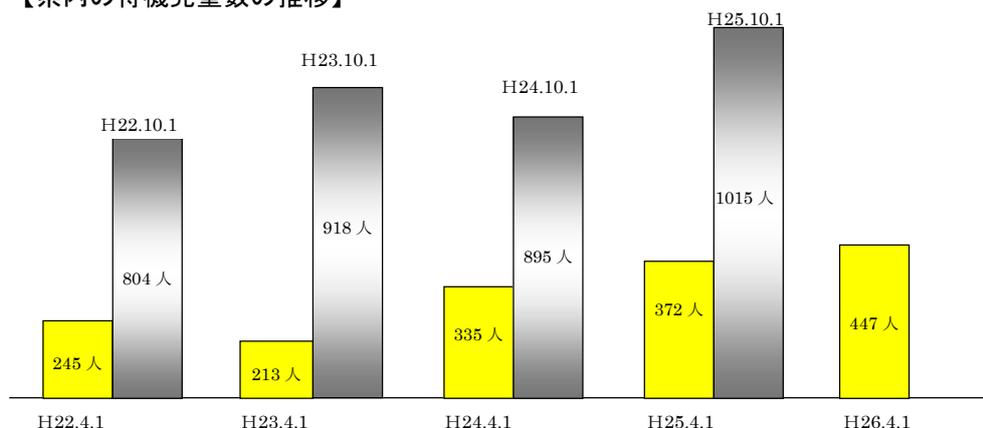
現 状

- 働く女性の増加などにより、保育ニーズは、保育所整備等により確保した保育サービスの提供体制（受入枠）を上回っており、待機児童は経年的に増加しています。

課 題

- 保育所数等の受入枠が少ないことによるほか、定員に空きのある保育所の情報が保護者に十分伝わっていないことによるミスマッチ等により、待機児童が発生しています。
- 近年は、4月1日現在で待機児童が発生しているのは広島市のみとなっていますが、10月1日現在では複数の市町で待機児童が発生しており、安心して子育てができる環境づくりに向け、対応が必要です。

【県内の待機児童数の推移】



取組の方向

- 保育の必要量を把握し、継続して必要な保育所整備等を行うことにより、保育受入枠を確保します。
- 保育コンシェルジュ等による多様な保育サービスの情報提供や保育が必要な乳幼児と保育所とのマッチングを進めます。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状 (H25 末)	目標 (H31 末)
待機児童数	447 人	0 人

